

## 地域ワーキング・グループにおける論点

基本問題・計画専門調査会  
地域ワーキング・グループ

### I. 前提及び現状認識

#### 1. 前提:「地域」のイメージ

ここで扱う「地域」は主に地域コミュニティとし、そこにおける活動を主たるターゲットとする。  
\* 地域活動のイメージ: 町内会活動、校区PTAの活動、地域の環境保全や防災活動、子育て支援等のNPO活動など

#### 2. 地域の現状

##### ① 家族形態の変化

- ・ 少子・高齢化の進展や高齢女性の単身世帯やひとり親世帯の増加などが起きている。  
[年少人口1,717万6千人(総人口に占める割合13.5%)、老年人口2,821万6千人(同22.1%)(2008年推計値)]  
[一人暮らし高齢女性数:2,814千人 高齢男性数1,051千人(2005年)]  
[ひとり親世帯数:827千世帯(2008年)]  
[母子・父子世帯数:母子世帯数701千世帯 父子世帯数94千世帯(2008年)]

##### ② 地域によるちがい

- ・ 一人暮らしの高齢女性に関して、例えば災害時の避難経路の複雑化など都市部特有の課題と、医療機関等への移動手段の問題等各種サービス享受が受けづらいという農村部特有の課題がみられる。
- ・ 経済的な地域格差が進展している。  
[一人当たり県民所得:東京都4,820千円、沖縄県2,089千円(平成18年度)]  
[人口千人当たり生活保護被保護率:富山県1.8、福岡県20.5(平成19年度)]

##### ③ 地域社会の変化

- ・ つながりの希薄化などが起きている。
- ・ 「特定の目的を果たすために設立された組織に参加することによって生まれるつながり」などもみられる。
- ・ 地縁でつながる地域団体やテーマでつながるNPOなど様々なつながりを重層的にとらえ、「地域」を捉え直す必要がある。  
[10年前と比べた地域のつながり:強くなっている・やや強くなっている7%、弱くなっている・やや弱くなっている30.9%(平成18年度)]  
[地域で認証されたNPO法人数:平成11年度末1,589、平成21年11月末35,718]

##### ④ 男女共同参画センター等の整備状況

- ・ 都道府県における男女共同参画センター等の施設数は50館、整備率は9割強。
- ・ 市区町村における男女共同参画センター等の施設数は290館、整備率は2割弱。  
[都道府県における男女共同参画・女性のための総合的な施設整備率95.7%]  
[市区町村における男女共同参画・女性のための総合的な施設整備率:15.3%(2009年4月)※政令指定都市を含む]

## II. 男女共同参画基本計画(第3次)に向けた論点

### 1. 男女共同参画推進の視点に立った地域活動

I で見たように、家族の変容や地域格差、地域社会の変化など、地域を巡る様々な変化が起きている。こうした変化を踏まえたうえで、これからの日本は新しい公共\*を創造し、地域力を高める必要がある。そのためには、男女共同参画の考え方があらゆる地域活動の基本要件となると考えられる。例えば、過疎地において女性の参加がなければ消防団が成り立たなくなっているところがあるなど、男女が共に担わないと地域が立ち行かなくなっている状況がでてきている。こうした中で持続可能な社会を築いていくためには、地域における男女共同参画が不可欠である。また、地域において男女共同参画を推進することで、新たな視点が加わり、地域の課題解決につながる可能性が高まり、そのことでさらに男女共同参画の真の理解が国民に浸透することが期待される。

\*「新しい公共」:「人を支えるという役割を、「官」と言われる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっておられる方々一人ひとりにも参加していただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観」(第173回国会総理所信表明演説より)

このため、本ワーキング・グループとしては、様々な地域活動を男女共同参画の視点に立った活動としていくためには、以下のような観点や支援方策が必要と考える。

#### (1) 地域における男女共同参画のあり方

##### ① 地域活動における男女共同参画の視点の重要性

一見、男女共同参画とは関係なさそうな地域課題や、女性が多数参加していて女性の参画が必要なさそうに見える活動にも、男女共同参画の視点を入れていくことが必要であること。

##### ② 男女共同参画推進の手法

地域において男女共同参画を推進していくためには、これまでの意識啓発の手法から課題解決型実践的活動への移行が必要なこと。

##### ③ 具体例の提示による「あるべき像」のイメージの共有

- ・ 地域における意思決定システムへの女性の参画の必要性(自治会長、農業委員等)  
\* 自治会長の女性割合は3.8%(2009年)、農業委員は4.6%(2008年)
- ・ 活動自体が特定の性、年齢層等で担われている分野、地域固有の文化活動などへの、多様な者の参加の必要性(女性の参画によるまちおこしの成功、男性の参画による子育て活動の新展開、都市計画における男女共同参画の視点の導入、農山漁村における女性の参画による活性化等)

#### (2) 男女共同参画推進の視点に立った地域活動の支援方策

##### ① 情報の収集・提供・共有(先進事例、ノウハウ、全国的データ、各種会議等)

\* ノウハウの例: 男女共同参画カフェなどの事業展開等

\* 先進事例の例: 地域SNSの展開や学校との連携等世代別の取り込みの工夫、おかみの会などによるまちおこし等分野別の男女共同参画の視点の導入工夫等

\* データの例: 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査、世論調査等

##### ② 広報・啓発活動(広報誌・HP・メルマガによる情報発信、ワークショップ等を活用した参画型研修・交流会、活動表彰等)

##### ③ 人材育成支援(リーダー研修等)

- ④ 地域活動を担う人材の評価(表彰制度など多様な社会的キャリアの評価の研究)
- ⑤ ネットワーク形成支援(地域版推進連携会議等)
- ⑥ 地域における男女共同参画推進へのリーダーシップ発揮について首長等への働きかけ

## 2. 地域における男女共同参画推進体制等

地域における男女共同参画を推進するためには、国のみならず地方公共団体、NPO等の取組が重要である。以下は本ワーキング・グループが考える地域における男女共同参画の推進体制の整備や各組織・機関のあり方、及び整備にあたって必要な支援方策である。

### (1) 地域における男女共同参画推進に関する体系(全体像)

#### ① 国

国は、各種ノウハウや地域コミュニティを自治体が適確にサポートしている先進事例等の収集・背景や結果まで含めた分析・提供、全国的な男女共同参画の推進状況等のデータ・意見の収集・提供、会議等による情報提供、地域の意思決定等にかかる研究や施策評価の手法の研究などを行い、都道府県を通じ地域における男女共同参画推進を支援する。

また、大学や企業等の地域での協力を依頼するなど、男女共同参画の視点での分野横断的・全国的なネットワークを構築する。

#### ② 都道府県

都道府県は、市町村担当者、団体リーダー等を集めた会議・研修の実施や、当該都道府県の域内の男女共同参画にかかる実情等のデータ及び国からの情報等の市町村への提供等の支援を行うべき。

また、行政部局間での連携を図るほか、域内の広域的なネットワークをコーディネートすべき。

#### ③ 市町村

地域における男女共同参画の重要性に鑑み、市町村は地域のニーズを把握するとともに、直接または男女共同参画センター等を通じて、地域の団体等の連携等をコーディネートしたり、男女共同参画の視点でアドバイスしたり、情報を提供するなどにより、地域活動を直接支援するべき。また、男女共同参画センターを設置している自治体においては、センターの果たしている役割の重要性を確認するとともに、男女共同参画推進の観点から効果的な運営等について検証すべきである。

### (2) 男女共同参画センター、国立女性教育会館、地域における組織・団体

#### ① 男女共同参画センター等

- ・ 市町村の男女共同参画センター等は、地域において地域住民、NPOや地縁団体等を対象として様々なサービスを提供したり、住民等の活動を支援する男女共同参画の推進の重要な拠点であり、行政の創る政策をわかりやすく実現するためのものであることを明確にすべき。
- ・ 男女共同参画センターは、これまで男女共同参画社会の形成の促進を図る活動等を行っているNPO等の活動の場としての機能を果たしてきたが、今後はそうした男女共同参画センターを拠点とする団体とその他の多様な活動を展開する地域の団体とをつなげる等の役割をさらに果たすことが求められる。

- ・ 課題解決型の男女共同参画を推進するためには、男女共同参画センターは団体等をつなげる等の役割のほか、課題解決や実践的活動につながる知識習得等や人々の課題の把握・情報提供、人材の発掘・育成等の機能も求められる。
  - ・ 近年、指定管理者制度を導入するセンターが出てきている。指定管理者として男女共同参画を目的とする民間団体が受託している割合も大きく、直接女性たちが対価を得て運営に携わることができるようになり、住民のニーズをとらえた様々な工夫等により充実した事業展開を行っているセンターもあるが、一方、厳しい財政的な制約下での運営を余儀なくされるなどの問題も指摘されており、設置者においては選定にあたり、男女共同参画センター等がその役割を効果的に果たせるかどうかを最も重視されるべきであり、評価等において十分注意を払うことが必要である。
  - ・ 指定管理者が外部資金を得て運営面で創意工夫ができるようにするなど、設置者は契約時の条件をある程度柔軟に設定することも検討すべきである。
  - ・ 地域のニーズを日常的に把握しうる職員の意見が一層センターの運営に反映されるシステムを構築するとともに、男女共同参画の専門性を維持するために長期的な視点に立った人材育成の仕組みづくりが求められる。
- ② 国立女性教育会館
- 国立女性教育会館は、全国の男女共同参画センター等のセンターの役割として、ネットワークの中核を担うとともに、国内外のリーダー研修、男女共同参画にかかる各種の調査研究の実施、国内外の男女共同参画にかかる情報収集・提供等を行っている。地域との連携を一層細やかに促進するため、例えば地方で研修を行うなど、これまで果たしてきた役割の重要性と実績に鑑み、さらなる内容の充実・深化が求められる。
- ③ NPO、地縁団体等
- NPO、地縁団体、企業、大学等の地域における組織・団体は、それぞれの組織や団体が展開する活動の中に男女共同参画の視点を取り入れることで、活動の幅を広げ、かつ、各主体の強みを活かして一層効果的、効率的に活動を展開し、各組織や団体が直面している課題を解決することが期待される。特に、NPOは、特定の課題の解決を目的に形成されることが多いため、課題解決型の男女共同参画の推進を図るうえで果たす役割はますます重要になってくると考えられる。

### (3) 体制整備への支援方策

- ① 情報の収集・提供
- \* 体制・政策の先進事例の例:
- 男女共同参画の視点(子育て支援等)からの都市計画の推進、地域SNSの推進、男女共同参画推進員の任命やワーキングチームの設置による情報共有、入札等への加点、農山漁村の活性化への行政の効果的な関わり方、センターの効果的な事業事例等
- ② 広報・啓発活動
- ③ 人材育成支援(行政担当者、男女共同参画センター職員への研修等)
- ④ ネットワーク形成支援(全国的な推進連携会議等)
- ⑤ 地域活動を行う組織の全国組織等への働きかけ
- ⑥ 男女共同参画推進について首長等への働きかけ
- ⑦ 様々な機会・手段による地方との意見交換